

アンケート調査票（案）及び調査対象者について

調査区分は、「身体障がい者」、「知的障がい者」、「精神障がい者」、「難病患者」及び「障がいのない人」の5区分とし、調査票についても、調査区分に即した5種類とする。

1 対象者の抽出

(1) 身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者

- 障害者手帳を所持する人（全員）

(2) 難病患者

- 県の指定難病医療受給者証所持者のうち、市が把握している人（難病疾患者見舞金受給者）

(3) 障がいのない市民

- 住民基本台帳から無作為抽出した成人男女

(4) 重複該当者

- 2以上の障害者手帳を所持する人は、そのうち最も重度の障がい（以下、「主たる障がい」と言う。）に相当する調査区分に含める（判断できない場合は、対象者数が少ないほうの調査区分に含める）。

※調査票では、主たる障がいについて、程度や部位等を質問する。

その他の障がい（以下「従たる障がい」と言う。）については、その有無と区分までを尋ねる。

- 障害者手帳と難病受給者証の両方を所持する人は、障がいの調査区分に含める。

※障がいの調査票では、難病の有無及び病名も質問する。なお、難病の調査票は、障害者手帳を所持しない難病患者専用となる。

(5) 対象者概数（10月21日現在）

身体	知的	精神	難病	障がいなし	合計
1,427人	336人	295人	390人	500人	2,948人

※重複者未控除

（裏面に続きます）

2 調査票（案）作成の考え方

- (1) 「身体障がい者」、「知的障がい者」、「精神障がい者」及び「難病患者」用
 - 「アンケート調査実施方針」（前回審議）に基づき、障害福祉サービスの利用状況、認知度、満足度、利用しない理由、今後の意向等を中心に設問
 - 各調査区分を通して集計できるよう、質問は出来る限り共通化
 - 回答用紙への記入が難しい場合は、市が相談を受け個別に対応（表紙「ご記入にあたってのお願い」に案内記載）
- (2) 障がいのない市民用
 - 経年変化の把握のため、前回調査とほぼ同一の設問
 - 障がい者や障がい者施策への理解度確認が中心
 - 用語の認知に係る設問（問 17）に、障害者差別解消法を新規追加
- (3) 全区分共通
 - 基本的なフォーマット（様式）は前回調査を踏襲

以上